

厚木市男女共同参画推進委員会委員公募の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市男女共同参画推進委員会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、厚木市男女共同参画推進委員会委員公募要綱第5条の規定に基づき、「厚木市男女共同参画推進委員会に係る委員公募選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、男女共同参画主管部長、男女共同参画主管部政策調整担当課長、男女共同参画主管課長をもって組織し、選考委員長には男女共同参画主管部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、男女共同参画主管課に置く。

2 選考人数

募集人員。なお、必要に応じて次点1人を選考することができる。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市男女共同参画推進委員会委員応募申込書（住所、氏名、電話番号を除く）を基に、社会的活動の経験及び応募の動機・抱負などから、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、その他、年齢等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。なお、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点（5段階）評価				
社会的活動の経験度	5	4	3	2	1
男女共同参画の理解度	5	4	3	2	1
男女共同参画に対する意欲や熱意	5	4	3	2	1

【配点基準】5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。